

職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属	職名	年齢	性別
建設部公園管理事務所	主任	38歳	男性

2 事案の概要

被処分者は、令和元年度の駐車場警備業務において、前橋市契約規則に基づく書面での契約書を作成せずに、口頭により発注し、さらに、当該委託料（約420万円）について、受注者から再三の催促があったにもかかわらず、出納閉鎖期間を過ぎても支払っていなかったもの。

なお、受注者との協議の結果、委託料については令和2年8月31日に全額を支払った。

3 処分内容

減給10分の1（2か月間）

4 処分理由

地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）及び第35条（職務に専念する義務）に違反する行為であり、同法第29条第1項各号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条第1項）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

5 処分年月日

令和2年11月30日

6 管理監督責任

令和元年度及び令和2年度の公園管理事務所長及び所管係長を、同日付けで、以下のとおり訓告処分とする。

- (1) 令和元年度：嚴重文書注意
- (2) 令和2年度：口頭注意

7 再発防止策

全庁的に事務の適正執行に関する通知を行い、周知徹底を図る。なお、本人については、個別に研修を実施する。

問い合わせ先
職員課人事係
電話 027-898-6507